

平成 29 年 3 月 1 日  
福山ガス株式会社

ガス事業法令の改正に伴うご契約内容の一部変更について

当社は、平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約款及び選択約款をご契約いただいているお客さまにつきまして、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

なお、変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

1. 対象契約種別

	契約種別	平成 29 年 4 月以降について
家庭用/業務用	一般ガス供給約款	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ガス事業法令の改正に伴う制度変更により、契約の内容を一部変更いたします。</li><li>・ <u>料金表に変更はございません。</u></li><li>・ ご契約中のお客さまは、平成 29 年 4 月以降もお手続きなくご継続いただけます。</li></ul>
家庭用 選択約款	家庭用ガスセントラルヒーティング (GCH) 契約	
	家庭用コージェネレーションシステム契約	
業務用 選択約款	小型空調契約	
	空調夏期契約	
	空調用 A 契約	
	時間帯別 A 契約	
	時間帯別 B 契約	
	コージェネレーションシステム契約	
	ガス灯契約	

2. 変更のポイント

項目	変更内容
1. 解約	他の都市ガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定いたしました。
2. ガス工事	ガス工事を申し込む方は、当社が別途定める契約条件に基づき、申し込みをしていただきます。

3. 約款の変更・ 変更時の取扱い	<p>当社は、各種約款を変更することがあります。</p> <p>各種約款の変更の際し、書面の交付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法により、当該変更をしようとする必要事項のみを説明、記載しお知らせいたします。</p> <p>お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。</p>
4. その他	<p>その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更いたします。</p>

※ 変更後の供給条件（約款）は平成 29 年 3 月以降、当社ホームページへの掲載を予定しております。（書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください）

※ 上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください。（解約の手続きを取らせていただきます）

【参考】 都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業法が改正され、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。</li> <li>・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。また、お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第 51 条）。最終保障供給をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。</li> <li>・ 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。</li> <li>・ 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」が設定されます。</li> <li>・ 「供給地点特定番号」は、4 月以降の「ご使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。</li> </ul>
--

以上